

住民税均等割のみ課税世帯の皆さまへ

住民税均等割のみ課税世帯に対する 臨時特別給付金（10万円／1世帯）のご案内

受給には手続が必要です

- 住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割のみ課税世帯を支援する新たな給付金です。
また、支給対象者と同一世帯の18歳に達する日以降最初の3月31日を迎えるまでの児童（平成17年4月2日生まれ以降）に、児童1人あたり5万円の加算給付を行います。
(児童1人あたり5万円給付については、10万円給付金に加算給付する予定です。)
- 給付金を受給するためには、手續が必要です。
- 提出期限は、令和6年5月31日です。

給付金の支給額

- ・ 1世帯あたり**10万円**
- ・ 18歳以下の児童1人あたり**5万円**

給付金の支給時期

町が確認書(又は申請書)を受理した日から1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯

世帯全員の令和5年度

「住民税均等割のみ課税」の世帯

又は

「住民税均等割のみ課税と非課税」の世帯

町から**確認書が届きます**
(要返送)



※一部申請が必要な場合があります

令和5年12月1日時点で豊山町に住民登録のある場合に確認書が送付されます。

詳しくは裏面「I」へ

支給手続の詳細は、裏面をご確認ください。

給付金の支給手続

I 令和5年度住民税均等割のみ課税の世帯 II 住民税均等割のみ課税と非課税の世帯

世帯の全ての方が、令和5年1月1日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、豊山町から給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 中身を確認して、豊山町に返信してください。
【確認事項】
①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか 等



世帯の中に、令和5年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 豊山町の確認が終わり次第、順次、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
 - 確認書に必要な事項を記入して添付書類と一緒に豊山町の窓口に、直接又は郵送でご提出ください。
-
- 給付金を受け取るには、確認書の返信が必要です。
 - 提出期限は、**令和6年5月31日**です。



住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金の
「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。



お問い合わせ



豊山町 生活福祉部 福祉課 福祉グループ

「住民税均等割のみ課税世帯に対する臨時特別給付金」窓口

TEL 0568-28-0912

受付時間 平日8:30~17:15